未来創造館貸出パソコンに関する申し合わせ

（目的）

第１条

この申し合わせは、未来創造館貸出パソコンの適切な運用と管理を目的とし、その規則を定めるものである。

（利用者）

第２条

（１）本学の学生および教職員は、教育や研究のために、未来創造館貸出パソコンの貸出を受けることができる。

（２）貸出希望者が貸出可能台数を超える場合には、学生利用を優先する。

（貸出方法）

第３条

（１）IC学生証を保有する学生は、未来創造館１階の自動貸出機やICTサービスセンターにて貸出を受けることができる。但し、IC学生証の再発行を受けた者は、未来創造館１階の自動貸出機での利用者情報の更新が終わるまでは、ICTサービスセンターで貸出を受けることができる。

（２）（１）以外の者はICTサービスセンターで貸出を受けることができる。

（貸出台数）

第４条

（１）貸出を受けることができるパソコンの台数は、利用者１人あたり１台とする。

（２）（１）の定めに関わらず、特別の事情により必要が事前に書面で認められ、他の利用者に支障が無いと判断される場合には、共同利用センター長は複数台の貸出を許可することができる。

（貸出期間）

第５条

（１）貸出された機器は、貸出日当日中に返却しなければならない。

（２）（１）の定めに関わらず、特別の事情により必要が事前に書面で認められ、他の利用者に支障が無いと判断される場合には、共同利用センター長は貸出日当日を超えての貸出を許可することができる。

（遵守事項）

第６条

（１）利用者は、貸出期間を厳守すること。

（２）貸出機器の又貸しは禁止する。

（３）機器を放置するなどの不適切な管理を禁止する。

（４）利用者は、機器を適切に扱い、損傷を防ぐこと。

（５）機器を学外に持ち出す行為は禁止する。ただし、共同利用センター長の許可がある場合はこの限りではない。

（６）機器の紛失や故障が発生した場合は、直ちにICTサービスセンターに報告し、その指示に従うこと。

（７）貸出期間の延滞時には、督促連絡に対して迅速に対応し、返却を行うこと。

（８）機器の故障、放置、紛失等に関して大学が行う利用状況の調査に協力すること。

（９）情報倫理を遵守し、福山大学情報倫理規程を遵守すること。また、違法な行為は厳禁とする。

（利用停止）

第７条

利用者が遵守事項に違反した場合、利用停止措置を取ることがある。違反の状況が改善され、再発防止が確認された場合には、共同利用センター長は利用停止措置を解除することができる。

2023年8月7日作成

共同利用センターICTサービス部門